

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省）

制 度 名	日本版 I S A（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の恒久化等			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>制度の拡充・簡素化を図る観点から、以下の項目について措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投資可能期間を（平成 26 年からの 3 年間だけでなく）恒久化すること 2 対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること 3 毎年新たな口座の開設を不要とする（原則一口座とする）こと 4 ただし、平成 23 年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと <table border="1" data-bbox="874 909 1482 1003" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">▲13,200 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲13,200 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲13,200 百万円 （ - 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の国債市場への参加拡大の観点から、日本版 I S A に関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本版 I S A は、当初個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成 26 年から施行予定）。</p> <p>他方、個人投資家の証券市場への参加拡大のみならず、約 1,500 兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る観点から、日本版 I S A の活用に期待される。</p> <p>その点、現行制度は、平成 26 年から 3 年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている等、個人投資家の国債市場への参加拡大の観点からは不十分であることから、現行制度の恒久化・簡素化の措置を講ずるものである。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	個人投資家の国債市場への参加を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	平成26年施行のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,591万人(平成23年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「平成23年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の恒久化等を図り、個人投資家の国債市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、個人投資家の国債市場への参加拡大に資する制度とするものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 26 年施行のため、該当せず
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	平成 26 年施行のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	平成 26 年施行のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 26 年施行のため、該当せず
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設 ・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化 ・平成 23 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 	